

## 御所市地域クラブ活動参加者規約

### (目的)

第1条 本活動は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指す。

その際、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育成する学校部活動の教育的意義や役割については継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることで、御所市の中学生が将来にわたって豊かなスポーツ・文化芸術活動が実現できるよう自主的・主体的に参画できる機会を提供し、成長及び自己実現を図ることを目的とする。

### (名称及び事務局)

第2条 本活動の名称は、御所市地域クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）とする。

2 地域クラブ活動の事務局は、御所市教育委員会事務局生涯学習課が担う。

### (運営団体及び実施主体)

第3条 地域クラブ活動の運営団体及び実施主体は、御所市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

### (指導方針)

第4条 地域クラブ活動は、地域クラブ活動の参加者（以下「参加者」という。）が活動を通して人として成長する機会を得て、社会的自立を果たすことを目指し、次に掲げる価値観を共有する。

- (1) 参加者の自主性を重視する。
- (2) 参加者の人権や人格を尊重する。
- (3) 参加者の発達の段階を考慮した指導を心がける。
- (4) 参加者の活動に対する多様な考え方を尊重する。
- (5) 過度な勝利至上主義に陥らないよう、参加者がスポーツを楽しみ、文化芸術に親しむことのできる指導に努める。

#### （参加資格）

第5条 地域クラブ活動に参加できる者は、次の各号に該当する者とし、保護者の同意を得た者とする。

- (1) 御所市内に在住している中学生
- (2) その他、教育委員会が参加を認める者

#### （参加者の遵守事項）

第6条 参加者は、指導者の指示に従うとともに、欠席や遅刻がないよう努めること。

2 参加者は、発熱やその他の体調不良があった場合には、当日の活動に参加しないこと。

3 参加者又は保護者は、欠席する場合は、教育委員会が指定するアプリケーションにより、事前に指導者に連絡すること。

4 参加者は、活動中に怪我や事故、体調不良等があった場合は、直ちに指導者に申し出ること。

5 参加者は、活動場所への交通手段として自転車を使用する場合は、自転車保険への加入、ヘルメットの着用、道路交通法等の法令を遵守するとともに、事故がないように十分留意すること。

6 参加者は、学校部活動と同様、地域クラブ活動に参加する場合は、貴重品や活動に関係ない不用品は持参しないこと。

#### （同意事項）

第7条 活動中に撮影された写真・映像及び記事の著作権等は、運営主体である教育委員会に帰属し、新聞・テレビ・インターネット・パンフレット等に使用する場合があること。

2 教育委員会が指定するアプリケーションを使用すること。

3 参加者が無断で欠席した場合又は活動中に怪我や体調不良があった場合は、保護者に連絡する場合があること。

#### （参加手続）

第8条 地域クラブ活動への参加を希望する生徒は、保護者の承諾を得て「御所市地域クラブ活動参加申込書」（様式1）を、教育委員会に提出するものとする。ただし、アプリケーションを使用して申し込みを行う場合は、この限りではない。

#### （参加費等）

第9条 参加費は、当面の間、無料とする。

2 参加費を徴収する場合は、指導者報酬、保険料等を考慮し、別に定める。

(参加停止)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、参加者の地域クラブ活動への参加を、期間を定めて停止させることができる。

(1) 医師の診断により運動を制限される等、活動により参加者の健康が害される恐れがあるとき。

(2) 第6条の規定に違反する等、地域クラブ活動の運営に著しく支障をきたす言動又は行為があったとき。

(3) その他教育委員会が参加者として相応しくないと判断したとき。

2 教育委員会は、前項の規定により、地域クラブ活動への参加を停止させるときは、「御所市地域クラブ活動参加停止通知書」(様式2)により該当者に通知する

(参加取消)

第11条 地域クラブ活動への参加を取りやめる生徒は、保護者の承諾を得て「御所市地域クラブ活動参加取消届」(様式3)を教育委員会へ提出する。

(活動日等)

第12条 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、学校部活動に準じ、活動日や時間を遵守し、地域クラブ活動の活動日は、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)のいずれか1日とする。

2 週休日における1日の活動時間は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、準備や片付けに特段の時間を要する練習試合等もできる限り半日(4時間以内)で活動を終えるよう配慮する。

3 週当たりの活動時間は、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動を通算して、11時間程度の範囲内とする。(平日の部活動において活動時間を十分に確保できないときは、休日に振り替えることができる。ただし、この場合も週当たり11時間程度の範囲内で活動すること。)

4 休養日は次のとおりとする。

(1) 課業中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日の部活動で少なくとも1日、週末の地域クラブ活動で少なくとも1日を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

(2) 地域クラブ活動において、休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

(3) 長期休業中の休養日の設定は、課業中に準じた扱いを行う。

(活動中止)

第13条 地域クラブ活動は、次に掲げる事由に該当するときは、予定する活動を中止することができる。

- (1) 活動開始前や活動時間中に気象警報が発表された場合。
- (2) 警報が出ていなくても、天候の急変や落雷の危険性など、安全が確保できないと判断される場合。
- (3) 熱中症の発生リスクが高くなることが見込まれる場合。
- (4) 活動中の暑さ指数（WBGT）に基づき、基準を超えた場合。
- (5) その他、教育委員会が活動を中止する必要があると認めるとき。

(参加者情報等の取扱い)

第14条 地域クラブ活動に関し、教育委員会が取得した個人情報、地域クラブ活動の運営及び活動に必要な範囲内に限り利用することができる。

(保険加入)

第15条 参加者及び指導者は、スポーツ安全保険に加入することを原則とする。

(地域クラブ活動は、学校の管理下での活動ではないため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済金給付制度」は適用されないため、別途保険に加入する必要がある。)

(大会・コンクール参加)

第16条 中体連主催の大会やコンクールは、地域クラブ活動での指導者の体制が整い、種目ごとに定められた参加条件を満たすまでは、学校部活動（拠点校、合同部活動を含む）として参加する。

(相談)

第17条 参加者又は保護者は、指導者、参加者とのトラブル、その他の活動全般に関する事項について、教育委員会に相談を行うことができる。

(委任)

第18条 本規約に定めのない事項及び地域クラブ活動の運営上必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規約は、令和8年3月16日より施行する。